

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<b>7-104 事故自動緊急通報装置</b>	<b>8-104 事故自動緊急通報装置</b> 〔審査事項なし〕
<b>7-104-1 装備要件</b>	
自動車（次に掲げるものを除く。）には、事故自動緊急通報装置を備えることができる。（保安基準第43条の8関係）	
① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの ③ ①から②までの自動車の形状に類する自動車 ④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの ⑤ ④の自動車の形状に類する自動車 ⑥ 二輪自動車 ⑦ 側車付二輪自動車 ⑧ 三輪自動車 ⑨ 大型特殊自動車 ⑩ 被牽引自動車	
<b>7-104-2 性能要件（書面等による審査）</b>	
(1) 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-01-S1の35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。（細目告示第67条の4関係、細目告示第145条の4第1項関係）	
(2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-01-S1の35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-01の35.（通報先に係る部分を除く。）及び35.2.」と読み替えることができる。（適用関係告示第51条の4第2項関係） ① 令和3年7月1日（輸入された自動車にあっては、令和6年7月1日）以降に製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更があるもの ② 令和3年7月1日（輸入された自動車にあっては、令和6年7月1日）以降に製作された指定自動車等以外の自動車 (3) 指定自動車等に備えられた事故自動緊急通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故自動緊急通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第145条の4第2項関係）	
<b>7-104-3 欠番</b>	
<b>7-104-4 適用関係の整理</b>	
(1) 次に掲げる自動車については、7-104-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第51条の4第1項関係） ① 令和元年12月31日以前に製作された自動車 ② 令和2年1月1日から令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和2年1月1日から令和6年6月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び事故自動緊急通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和2年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日）以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和3年6月30日（輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日）以前のもの (2) 次に掲げる自動車については、7-104-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第51条の4第3項関係） ① 令和4年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び事故自動緊急通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 (3) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
	月を経過していないものに限る。) の発行日が令和4年8月31日以前のもの
④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの	
<b>7-104-5 従前規定の適用①</b>	
次に掲げる自動車については、事故自動緊急通報装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第51条の4第1項関係)	
① 令和元年12月31日以前に製作された自動車	
② 令和2年1月1日から令和3年6月30日(輸入された自動車にあっては、令和2年1月1日から令和6年6月30日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの	
ア 令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び事故自動緊急通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車	
イ 令和2年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和元年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの	
ウ 指定自動車等以外の自動車	
③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年6月30日(輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日)以前のもの	
④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和3年6月30日(輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日)以前のもの	
<b>7-104-6 従前規定の適用②</b>	
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第51条の4第3項関係)	
① 令和4年8月31日以前に製作された自動車	
② 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの	
ア 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び事故自動緊急通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車	
イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの	
ウ 指定自動車等以外の自動車	
③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの	
④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの	
<b>7-104-6-1 装備要件</b>	
自動車(次に掲げるものを除く。)には、事故自動緊急通報装置を備えることができる。	
① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	
② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの	
③ ①から②までの自動車の形状に類する自動車	
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの	
⑤ ④の自動車の形状に類する自動車	
⑥ 二輪自動車	
⑦ 側車付二輪自動車	
⑧ 三輪自動車	
⑨ 大型特殊自動車	
⑩ 被牽引自動車	
<b>7-104-6-2 性能要件(書面等による審査)</b>	
(1) 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00の35.(通報先に係る部分を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。	
(2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-00の35.(通報先に係る部分を除く。)」を「UN R144-00の35.(通報先に係る部分を除く。)及び35.2.」と読み替えることができる。 ① 令和3年7月1日(輸入された自動車にあっては、令和6年7月1日)以降に製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更があるもの ② 令和3年7月1日(輸入された自動車にあっては、令和6年7月1日)以降に製作された指定自動車等以外の自動車 (3) 指定自動車等に備えられた事故自動緊急通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故自動緊急通報	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。	